

仕 様 書

この仕様書は、学校給食センターエアコン等設備借上げ契約について定めるものである。

1. 契約内容

学校給食センターに係るエアコン等設備の借上げを行うもの
借上げ機器は、【別紙】学校給食センターエアコン等設備借上げ一覧表のとおり

2. 契約及び借上げ期間

契約期間： 契約締結日から令和8年10月16日

借上げ期間：令和8年6月1日から令和8年10月16日まで（138日）

3. 納品場所

(1) 学校給食センター （南相馬市鹿島区寺内字狐畑14-3）

4. その他

- (1) 本業務は、機器の設置に関する業務（機器取付工事及び撤去工事）及び借上げ機器に関する保守点検業務を含むものとする。
- (2) 借上げ機器の設置日時、設置場所については学校給食センター職員と協議の上決定するものとする。（昨年度の設置場所は参考図面の通り）
- (3) 学校給食センター職員にエアコン及び発電機の使用方法について説明すること。
- (4) 給食調理施設のため、機器の設置及び撤去時には衛生管理に留意して作業すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ定めることとする。
- (6) 南相馬市環境マネジメントシステム活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

R8年度は1台追加して計4台設置し、
設置場所は協議の上決定する。

□ 令和7年度設置個所

